

外来腫瘍化学療法診療料加算について

当院で外来化学療法を実施するにあたり『外来腫瘍化学療法加算1』の届出を行っております。

当院では以下の対応を行っております

1. 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1名以上配置しているため、化学療法を実施している患者さんからの電話等による緊急の相談等に24時間対応することができます。
2. また、急変時等の緊急時に入院できる体制も確保しております。
3. 実施される化学療法のレジメン（治療内容）について妥当性等を評価する委員会（化学療法委員会）を設置し開催しており、評価・承認を実施しております。

《緊急時の連絡について》

電話番号：076-275-2222（代表）